旅館業法関係法令が改正されました。

改正の概要

旅館業法が一部改正され、ホテル営業および旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合され、 無許可営業者等に対する罰金の引き上げなどが行われました。

また、国において旅館業における政省令の改正が行われ構造設備についての規制の緩和が行われました。

これらの改正を受け、滋賀県においても、規制の水準の整合を図るため、滋賀県旅館業法施行条例を改正しました。

1 旅館業法の改正

(1) ホテル営業および旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されました。

ホテル営業

統合

旅館営業

旅館・ホテル営業

- (2)無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限が規定され、また、無許可営業者等に対する罰金の上限額が引き上げられました。
- (3) その他、旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等の要件が追加されました。

2 旅館業法の政省令改正

- (1)旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準(改正後の施行令)
 - ① 1客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室は9㎡)以上であること。
 - ② 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として 厚生労働省令で定める基準に適合する設備を有すること。(*)

(*)玄関帳場の取扱について

	施行令·規則	国の要領	県条例
旅館・ホテル 営業	(施行令) 玄関帳場その他当該者確認を適切に行うための設備 (施行規則) 旅館・ホテル営業の施設に係る玄関帳場等に代替す る機能を有する設備の基準 1)事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 2)宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	玄関帳場を設置しない場合 ・緊急時に10分程度で職員が駆けつけることができる体制 ・ビデオカメラ等により、本人確認や出入りの状況確認を常時鮮明な画像により行う	玄関帳場を設置 する場合の基準 を規定
簡易宿所営業 下宿営業	規定なし	玄関帳場を設置しない場合 ・玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けること。 ・緊急時に10分程度で職員が駆けつけることができる体制	規定なし

- ③ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- ④ 近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- ⑤ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- ⑥ 適当な数の便所を有すること。

- ⑦ 施設の設置場所が旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- ⑧ その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(2) 宿泊者名簿

- ① 宿泊者名簿について、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、**保存年限を3年とす** ること。
- ② 宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備えることとすること。
- ③ 宿泊者名簿の記載事項
 - ・氏名、住所および職業(旅館業法第6条第1項)
 - ・宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その**国籍および旅券番号** (旅券の写しの保存は国通知で規定)
 - その他都道府県知事が必要と認める事項 (⇒ 滋賀県では該当なし)

(3)撤廃された項目

○ 客室の最低数 : ホテル:10室以上、旅館:5室以上

○ 洋式の客室 : 洋式の寝具、出入口および窓の鍵、客室は壁造りで区画

○ ホテル : 洋式浴室またはシャワー室、適当な暖房の設備、便所は水洗式で座便式

4 滋賀県旅館業法施行条例の一部改正

旅館業法等の改正による営業種別の統合、条項の移動等に伴う必要な規定を整理し、旅館業法に 係る政省令および厚生労働省の旅館業における衛生等管理要領の改正に伴い、<u>宿泊者の衛生に必要</u> <u>な措置の基準および施設の構造設備の基準が緩和されました。</u>

宿泊者の衛生に必要な措置の基準の改正

- ① 客室における1人あたりの床面積の規定が撤廃されました。 なお、旅館・ホテル営業の一客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあつては9㎡)以上である旨、 および簡易宿所の客室の延べ床面積については、国の施行令において、規定されています。
- ② 浴室について、供給される湯水が水道法の水質基準に適合しないときの「飲用不適」の表示義務の規定が撤廃されました。

施設の構造設備の基準の改正

- ③ 和室の客室について、壁、ふすま、障子等を用いて区画する旨の規定が撤廃されました。
- ④ 採光について、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積が、客室の床面積の10分の1以上とする規定が、十分に採光できる構造とする旨の定性的な表現に改正されました。
- ⑤ 換気設備について、窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積が、客室の床面積の20分の1以 上とする規定が、衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とする旨の定性的な表現に改正されました。
- ⑥ 玄関帳場について、「玄関帳場その他これに類する設備」の記載を「玄関帳場」の記載とされました。
- ⑦ 浴室について、床面および浴槽の底面に適当な勾配を設けることの規定について、勾配の規定が撤廃され、衛生上支障ない旨の記載に改正されました。
- ⑧ 簡易宿所営業および下宿営業の構造設備の基準について、階層式寝台数は2層までとする規定が撤廃されました。

施行期日

平成30年6月15日

滋賀県での旅館業の構造設備および維持管理の基準

平成30年6月15日以降

構造設備の基準

	基準	根拠	旅館・ホテル	簡 易 宿 所	下宿
	玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備を有すること。	施行令	0		
玄関帳場	【玄関帳場設置の場合】 ・宿泊者等が必ず通過する場所に設けること ・宿泊者等と直接面接できる構造であること	条例	0		
	【玄関帳場等に代替する機能を有する設備の場合】 ・緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること (緊急時に10分程度で職員が駆けつけることができる体制) ・宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること (ビデオカメラ等により、本人確認や出入りの状況確認を常時鮮明な画像により行う)	施行規則	0		
	法第3条3項の施設(学校等)のおおむね100m以内の場合、その施設から、客室、客を接待、遊興または飲食させるホール、射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホール等を見通せないようにする設備を有すること	施行令	0		
	善良の風俗が害されないような文書、図画、その他の物件を施設に掲示、備え付けない。	施行令	0	0	0
風	善良な風俗が害されるような広告物を掲示しない。	施行令	0	0	0
保持	条例別表2、5-1(他の11法令の施設の200m以内)または5-2(商業地域以外の地域)に掲げる区域等の場合・外壁、屋根、広告物等の外観は著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。	条例	0	0	0
	・施設の外部に性的好奇心を著しくそそるおそれのある内容を表示する広告物を設けない				
	【旅館・ホテルの客室】 1客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室は9㎡)以上	施行令	0		
各字	【簡易宿所の客室】 延33㎡以上(宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の 数を乗じて得た面積) 除:農林漁業体験民宿(規5-1-4)	施行令		0	
	【位置】 地階に設けないこと。(前面に空地がある等衛生上支障ない場合除く)	条例	0	0	0
寝台	階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上	施行令		0	
採光	窓その他の開口部により十分に採光のできる構造とすること。	条例	0	0	0
	窓その他の開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造 適当な換気装置がある場合は、適用外	条例	0	0	0
	公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない場合を除き適当規模の入浴設備を設ける。	施行令	0	0	0
	浴室は、衛生上支障がないよう、清掃を容易に行うことができる構造	条例	0	0	0
*/.\	【循環ろ過器の設置の場合】 ・十分な能力のろ過器・ろ過器前に集毛器の設置 ・十分な逆洗浄が行えるろ材または適切な交換	条例	0	0	0
	屋外浴槽は屋内浴槽と直接混湯しない構造	条例	0	0	0
	気泡発生装置等を設置する場合は空気取入口の土埃混入防止構造	条例	0	0	0
設 洗備 面	宿泊者の需要を満たすことのできる適当規模の洗面設備を有すること。	施行令	0	0	0
工	適当な数の便所を有すること	施行令	0	0	0
所	便所には、流水式の手洗設備を設けること	条例	0	0	0
0)	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	施行令	0	0	0
その	也特例施設における除外規定あり 3				

維持管理の基準

	基 準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
	布団、枕には清潔なカバーを用いる。	条例	0	0	0
寝具	寝衣、敷布、布団カバー、枕カバーは宿泊者ごとに交換し洗たくする。	条例	0	0	0
1	布団、枕、毛布等は常に清潔に保ち、適当な方法で湿気を除く。	条例	0	0	0
	共同浴室は、使用中は浴槽を湯水で満たしておく。	条例	0	0	0
	浴槽水、給水湯栓、シャワー設備の供給湯は清浄に保つ	条例	0	0	0
浴室	浴槽は毎日完全換水および清掃 循環ろ過の場合は、1回以上/週、完全換水および清掃・消毒	条例	0	0	0
	貯湯槽の湯は消毒または60℃以上に保つ	条例	0	0	0
	【循環ろ過器の設置の場合】 ・ろ過器は1回以上/週逆洗浄等・消毒を行う ・循環配管は必要に応じて清掃・消毒 ・浴槽水の消毒(残塩0.2ppm以上または同等(併用)) ・1回以上/年(気泡槽、露天風呂は2回以上/年)レジオネラ属菌検査を実施し結果を3年間保管	条例	0	0	0
	回収槽は清掃・消毒を十分行い、湯水は塩素消毒する場合以外浴用使用禁止	条例	0	0	0
洗面	洗面所には、飲用に適する湯または水を十分に供給する。	条例	0	0	0
	正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、保存年限を3年とする。	施行規則	0	0	0
宿泊者名	旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備える。	施行規則	0	0	0
名	宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載する。	法律	0	0	0
	宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍および旅券番号を記載 する。(旅券の写しの保存は国通知で規定)	施行規則	0	0	0
17	施設および周囲は常に清潔に保つ。	条例	0	0	0
	衛生害虫、ねずみの侵入防止、必要に応じ駆除	条例	0	0	0
	施設または部門ごとに管理責任者を設置	条例	0	0	0

草津保健所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	TEL 077-562-3549
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	TEL 0748-63-6149
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	TEL 0748-22-1266
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町41	TEL 0749-21-0284
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	TEL 0749-65-6664
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	TEL 0740-22-3552
健康医療福祉部生活衛生課	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1	TEL 077-528-3641